**平成２４年（フ）第１１８６８号**
埼玉県新座市西堀２丁目20―３―103
債務者　草間　直樹
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第３３７号**
静岡県掛川市初馬662番地の５
債務者　中田　桂司
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２４年（フ）第３９２号**
静岡県袋井市堀越５丁目19番地の２　コーポプログレスＢ103号室
債務者　稲葉好志枝
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２４年（フ）第４０５号**
静岡県磐田市匂坂上579番地２
債務者　篠原　計人
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２４年（フ）第４２４号**
静岡県浜松市北区東三方町311番地　峠の館102
債務者　菅沼　智量
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２４年（フ）第４４８号**
静岡県浜松市中区寺島町17番地　フレクション浜松518号
債務者　相良　幸子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２４年（フ）第５４４号**
静岡市葵区瀬名川３丁目16番48―105号、旧住所静岡県菊川市加茂352番地の２
債務者　小坂　裕司（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１１８３２号**
埼玉県草加市旭町６丁目10―３
債務者　小林　竜一
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１７４６号**
東京都足立区西綾瀬２丁目14―８―303
債務者　秋山　絵美
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２３年（フ）第３９号**
沖縄県石垣市字真栄里440―２　メゾントーヨーマエザト４―Ｄ小林方、住民票上の住所沖縄県石垣市字川平940番地１　高嶺ファミリーハウス402
破産者　板子　真弓
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所石垣支部

**平成２４年（フ）第１５３４号**
札幌市白石区北郷２条１丁目６番３号　グラシア北郷Ⅲ―102号
破産者　瀧屋　晴慎
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第４２９号**
埼玉県川越市大字上戸302番地２
破産者　青柳　貞雄
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２４年（フ）第１４１号**
愛知県小牧市応時４丁目７番地　ジョイフル14―１棟101号
破産者　秋山邦十朗
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第６４５号**
愛知県常滑市市場町４丁目46番地　市場アパート中室
破産者　赤井　稔昌
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第６８５号**
愛知県あま市甚目寺五位田148番地　シャトーアムピオン205号
破産者　太田　芳雄
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部